

## 田原市中心市街地商業等活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき田原市が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた田原市中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」という。）で定める中心市街地において、市街地並びに商業等の活性化に寄与する施設の整備及び運営に要する経費並びに施設整備に要する借入金の利息に対して交付する補助金に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる団体)

第2条 補助の対象となる団体は、認定基本計画に位置づけた事業において実施主体として記載された事業者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとし、補助の対象として市長が認める経費に対して予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 補助事業         | 補助対象経費  | 補助率等                                     |
|--------------|---|--|
| 施設整備事業       | <p>認定基本計画で定める中心市街地において整備される以下の施設（設備・備品を含む）の整備に要する経費（土地購入費を除く。）</p> <p>（1）商店街・商業集積の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設<br/>イベント広場、公園、緑地、公衆便所、駐車場、アーケード等商店街・商業集積の機能を高め、一般公衆の利便に寄与する施設・設備・備品</p> <p>（2）商店街・商業集積の活性化を図る事業のための空き店舗等（街の賑わいづくりに活用するための改装）</p> | 補助対象経費の10分の10から国・県の補助金を控除した額以内で、予算で定める範囲 |
| 市街地活性化施設運営事業 | 一般公衆の利便に寄与する駐車場・コミュニティ施設、空き店舗活用施設の運営に要する経費のうち施設用地及び施設の賃借に要する経費  | 補助対象経費の2分の1以内で、予算で定める範囲                  |
| 施設整備費借入金利子補給 | 施設整備事業に要する借入金利息   | 補助対象経費の2分の1以内で、予算で定める範囲                  |